

教育ローン(カード型)

(2016年10月1日現在)

1. 商品名	ろうきん教育ローン(カード型)
2. お申込みいただける方	<p>中央労働金庫に出資のある団体会員または生協会員の構成員の方で、次の条件に全て該当する方</p> <p>(1)お申し込み時の年齢が満18歳以上満65歳未満である方で、最終ご返済時が満76歳未満の方</p> <p>(2)同一勤務先に1年以上勤務されている方(自営業者等の給与所得以外の方は原則として3年以上)</p> <p>(3)安定継続した年収(前年税込み年収)が150万円以上ある方</p> <p>(4)金庫所定の保証協会の保証を受けられる方</p> <p>※未成年の方は、法定代理人(親権者)の同意が必要となります。</p> <p>※契約社員・パート社員の方、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p> <p>※組合OB(管理職)の方も対象となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1)団体会員とは、中央労働金庫に出資いただいている、以下の団体をいいます。</p> <p>①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの</p> <p>(2)生協会員とは、中央労働金庫に出資いただいている生協のうち、生協組合員融資制度を導入している生協の組合員および同一生計家族の方。</p> <p>※なお、対象とならない場合もございますので、詳しくは営業店までお問い合わせください。</p> </div>
3. 商品の概要	<p>在学期間中(カードローンご利用期間中)は、教育ローンカードにより入学金、授業料等の必要な教育資金をご契約極度額の範囲内で反復ご利用いただき、カードローンご利用期間終了後は元利金のご返済を行っていただく商品です。</p> <p>なお、在学期間中を上限としてお客様毎にご契約いただいたカードローンのご利用期間終了後は新たなお借入はできません。</p>
4. お使いみち	<p>ご本人および同居家族または非扶養を含む2親等以内の親族が在学する各種教育施設(注1)(小学校から大学・大学院・専門学校など、予備校等含む)への納付金や、入学または在学するために必要な以下の教育関連資金等にご利用いただけます。ただし、個人の趣味に属する施設および家庭教師・個人授業・少人数の塾等は除きます。</p> <p>なお、既にお支払済みの教育関連資金につきましては、お支払い後2ヵ月以内の資金を対象とします。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・受験費用（受験料、旅費・宿泊費等） ・入学金、授業料（前期分・後期分・年間全額）等の納付金 ・教科書、参考書代、制服代、学用品代、部活動費、通学定期券代等 ・施設設備費、実験実習費、体育費、寄付金、その他（冷暖房費・維持費等） ・下宿の敷金・礼金・その他（仕送り含む。ただし、仕送りだけの申込みは不可。） ・6カ月以上滞在する海外留学のための渡航費用・滞在費・納付金 ・他金融機関の教育ローンの借換え※ <p>※お借換えは新規資金分とあわせて申し込みの場合に限ります。 （注1）各種教育施設とは、教育基本法等、法に定められた教育施設・機関の他、各種専門学校や予備校等になります。</p>
5. ご融資金額	<p>10万円以上1,000万円以内（10万円単位）</p> <p>ただし、次の(1)の範囲とします。</p> <p>(1) 税込み年収に占める年間返済額の割合が30%以内（年間返済額には他のお借入れのご返済分も含みます。また年間返済額は、当金庫所定のルールにより算出します）。</p> <p>※上記の返済割合を超える（住宅ローン返済中のため等）申込みについても、年収に応じ、お取扱いができる場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>
6. ご融資期間	<p>カードローンご利用期間、元利金ご返済期間合わせて20年以内です。</p> <p>ただし、カードローンご利用期間の上限は在学期間を限度として7年となります。</p>
7. お借入方法	<p>(1) 【教育ローンカード】</p> <p>教育ローンカードを使用して、労金ATM、提携金融機関やコンビニ等のATM、CDを利用してお借入になれます。</p> <p>(2) 【ろうきんダイレクト】</p> <p>インターネットバンキング等の「ろうきんダイレクト」の機能を使用して、資金移動（カードローン口座から労金普通預金口座への入金等）によりお借入になれます。</p> <p>(3) 【インターネット／モバイルバンキング】 ご利用時の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・パソコンでご利用の場合は、インターネット／モバイルバンキングのご契約が必要となります。 ・インターネット／モバイルバンキングご利用時の通信に関わる費用はお客様のご負担となります。 ・インターネット／モバイルバンキングは一部ご利用いただけない機種・日・口座があります。

<p>8. ご融資金利</p>	<p>【変動金利】</p> <p>(1) カードローンご利用期間中</p> <p>貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年4回（改定日：2月1日、5月1日、8月1日、11月1日）当金庫が定める「教育ローン（カード型）基準金利」を基準に見直しを行う変動金利型となります。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定日に貸越残高がある場合は、改定月の定例返済日より適用となります。 ・ 改定日に貸越残高がない場合は、改定日直後のご利用日より適用となります。 <p>(2) 元利金返済期間中</p> <p>当金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動する変動金利型となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・ 4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の12月の定例返済日の翌日より反映させます。 ・ 返済額は金利変更の都度、見直します。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。
<p>9. ご返済方法</p>	<p>(1) カードローンご利用期間中</p> <p>毎月の定例返済日にお利息のみご指定の中央ろうきん普通預金口座から引き落としさせていただきます。</p> <p>利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。</p> <p>(2) 元利金返済期間中</p> <p>毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の中央ろうきん普通預金口座から引き落としさせていただきます。</p> <p>また、お借入金額の50%を上限として、年2回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。</p> <p>なお、元利金の返済内容については、当初申込時に設定いただきます。実際のご返済内容については、元利金返済の開始前に返済予定表にてあらためてご案内します。</p> <p>ご返済開始後の内容変更を希望される場合は、別途書面の提出が必要になります。</p>

10. 初回ご返済日	<p>カードローン初回ご利用時（全額返済後の再度のご利用を含みます）における初回ご返済日は次々回の定例返済日となります。</p> <p>【例1】定例返済日が毎月25日で初回のご利用日が7月20日の場合は8月25日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回返済日 : 7/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 8/25 … 初回返済日（お利息のみ清算） <p>【例2】定例返済日が毎月25日で初回のご利用日が7月30日の場合は9月25日が初回返済日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回返済日 : 8/25 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 9/25 … 初回返済日（お利息のみ清算）
11. 随時の返済／繰上返済	<p>(1) カードローンご利用期間中 毎月の定例返済（利息返済）に加えて随時のご返済（任意の金額）が可能です。</p> <p>(2) 元金返済期間中 毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。</p> <p>随時の返済・繰上返済は共に、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に返済された場合でも、次回定例返済日には定例返済額が返済用口座から引落としとなります。また、随時の返済・繰上返済（全額返済を含む）手数料は、無料となります。</p>
12. 担保	不要です。
13. 保証	<p>当金庫指定の保証協会をご利用いただきます。</p> <p>また、保証料はお客様のご負担となり、別途、以下の保証料が上乗せされます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 団体会員の構成員の方：年0.7% (2) 生協会員の構成員の方：年0.98%
14. 契約の更新	<p>カードローンご利用期間中は1年毎にご契約期間を更新いたします。</p> <p>ご契約期間は当初のご契約日の1年後応当日の前日までとし、以降、1年毎の自動更新とします（更新審査あり）。</p> <p>なお、更新審査の結果、継続をお断りさせていただくこともございます。</p>
15. 自動機における1日あたりのご利用限度額	<p>ATM等の自動機におけるカードローンの1日のご利用限度額は、50万円以内です。</p> <p>なお、お客様にお手続きいただくことで、ご利用額は上限100万円までの範囲で変更可能です。</p> <p>1日のご利用限度額を超える金額のご利用を希望される場合は、ろうきん窓口で手続きをお願いいたします。</p>
16. 教育機関に在籍しなくなった場合	<p>本教育ローンの対象となっている教育機関を退学等により在籍しなくなった場合は、取扱店までお知らせください。ご利用いただいている貸越残高を確定のうえ、元金返済に移行させていただきます。（以降の新たな借入はできなくなります。）</p>

<p>17. 苦情処理（お問合せ・相談・苦情等の受付窓口）</p>	<p>ご契約内容や商品に関するお問合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄の本支店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。</p> <p>【お問合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時</p> <p>【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>【中央労働金庫ホームページ http://chuo.rokin.com】</p>
<p>18. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p>	<p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>またお客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
<p>19. その他</p>	<p>(1) その他詳しい内容、返済額の試算についてご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。また、当金庫インターネット上のホームページでも返済額の試算がご利用いただけます。</p> <p>【中央労働金庫ホームページ http://chuo.rokin.com】</p> <p>(2) ご入学の場合、合格発表と入学金等の納付期間が短い場合があります。受験校等がお決まりになりましたら、お早めにお申込みください。</p> <p>(3) ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。</p>

中央労働金庫